

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画案作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄	

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	
総合的な援助の方針	
長期目標	
短期目標	

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像	
----------------------------------	--

## 申請者の現状(基本情報)(例)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

## 1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--

## 2. 利用者の状況

氏名		生年月日		年齢	
住所				電話番号	
	[持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他( )]			FAX番号	
障害または疾患名		障害程度区分		性別	男・女

家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入

社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)

--	--

生活歴 ※受診歴等含む

医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等

--	--

本人の主訴(意向・希望)

家族の主訴(意向・希望)

--	--

## 3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援(障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					





サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月	
--------	--

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像	
----------------------------------	--

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日		モニタリング実施日		利用者同意署名欄	

総合的な援助の方針	全体の状況

優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス種類の変更	サービス量の変更	週間計画の変更	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	

継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			

計画開始年月

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								週単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

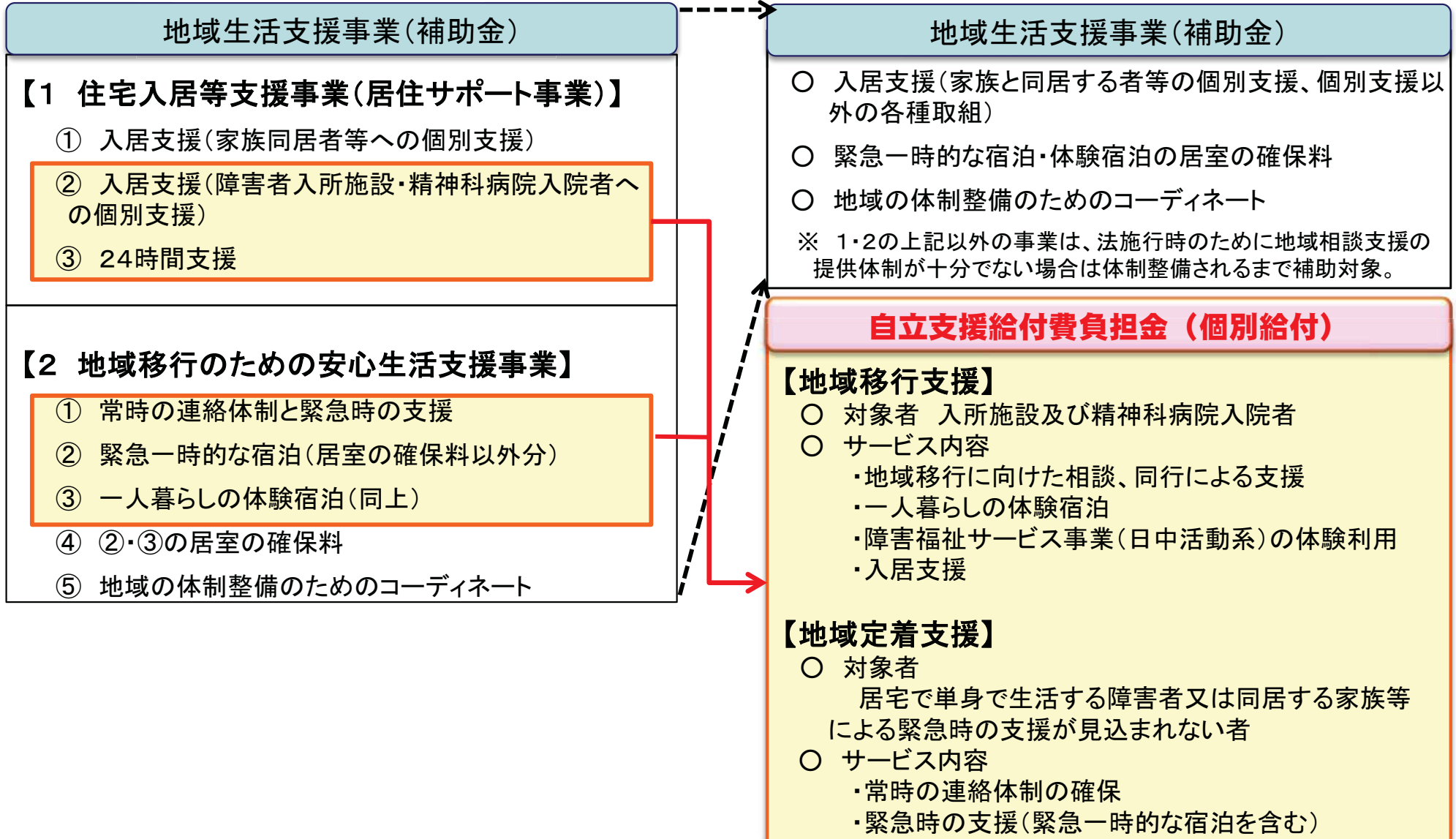
サービス提供によって実現する生活の全体像



# 地域移行支援・地域定着支援と補助事業の整理

【平成23年度】

【平成24年度以降】



## 基金事業

### 【3 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等

継続

## 基金事業(経過措置として平成24年度まで延長)

### 【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等

# 児童福祉法の一部改正の概要

# 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

## ① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

## ② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

## ③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

## ④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化 { 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 }
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

## ⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し { 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。 }  
その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。

## ⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日  
（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行  
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日  
（平成24年4月1日（予定））から施行

# 障害児支援の強化～今回の改正のポイント～

○ 障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

## ■ 障害児施設の一元化

障害種別で分かれている現行の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支援等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」にそれぞれ一元化

## ■ 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

## ■ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

## ■ 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

\* 現に入所していた者が退所させられないようにする。

# 障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設  
第一種自閉症児施設(医)  
第二種自閉症児施設

盲児施設  
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)  
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

# 障害児通所支援について

## ①児童発達支援（医療型を含む）

# 児童発達支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業については、「児童発達支援」に一元化し、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようにする。
- 児童発達支援には、従来の事業形態等を踏まえて、①児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センター、②その他の児童発達支援事業の2類型。

## 1. 各障害別から3障害対応

- ・身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)  
\* 手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・障害特性へのきめ細かい配慮を行いつつ、様々な障害を受け入れ通所支援を提供  
\* 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

## 2. 地域支援体制の強化

### (1) 児童発達支援センター

- ◆ 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、
  - ①地域にいる障害児や家族への支援、
  - ②地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を実施
- ◆ 関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を提供するとともに、児童発達支援事業との支援ネットワークを形成するなど、地域支援体制を強化

### (2) 児童発達支援事業

- ◇ 専ら通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場として位置づけ
- ◇ 児童発達支援センターよりも緩やかな実施基準とし、児童発達支援事業の設置を促進
- ◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー(児童発達支援センターからの支援等により質も向上)

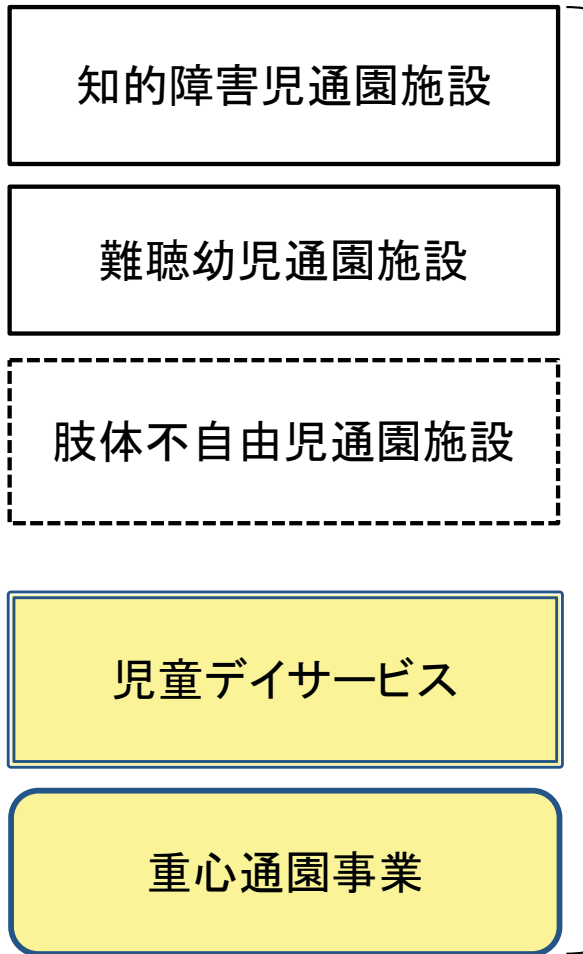
## 3. 小規模ニーズへの対応

利用定員を10人以上 (\*重症心身障害児(者)通園事業からの移行の児童発達支援事業の場合は5人以上)

# 児童発達支援センター等への移行(案)

- 児童発達支援センターは、児童福祉施設であるため、従来の知的障害児通園施設等からの移行が想定。一方、児童発達支援事業は、児童デイサービスや重心通園事業からの移行が想定。
- 児童発達支援センターは、地域支援を提供するための体制整備等に一定の期間を要するものと考えられることから、地域支援の実施を猶予する3年以内の経過措置を講ずる。

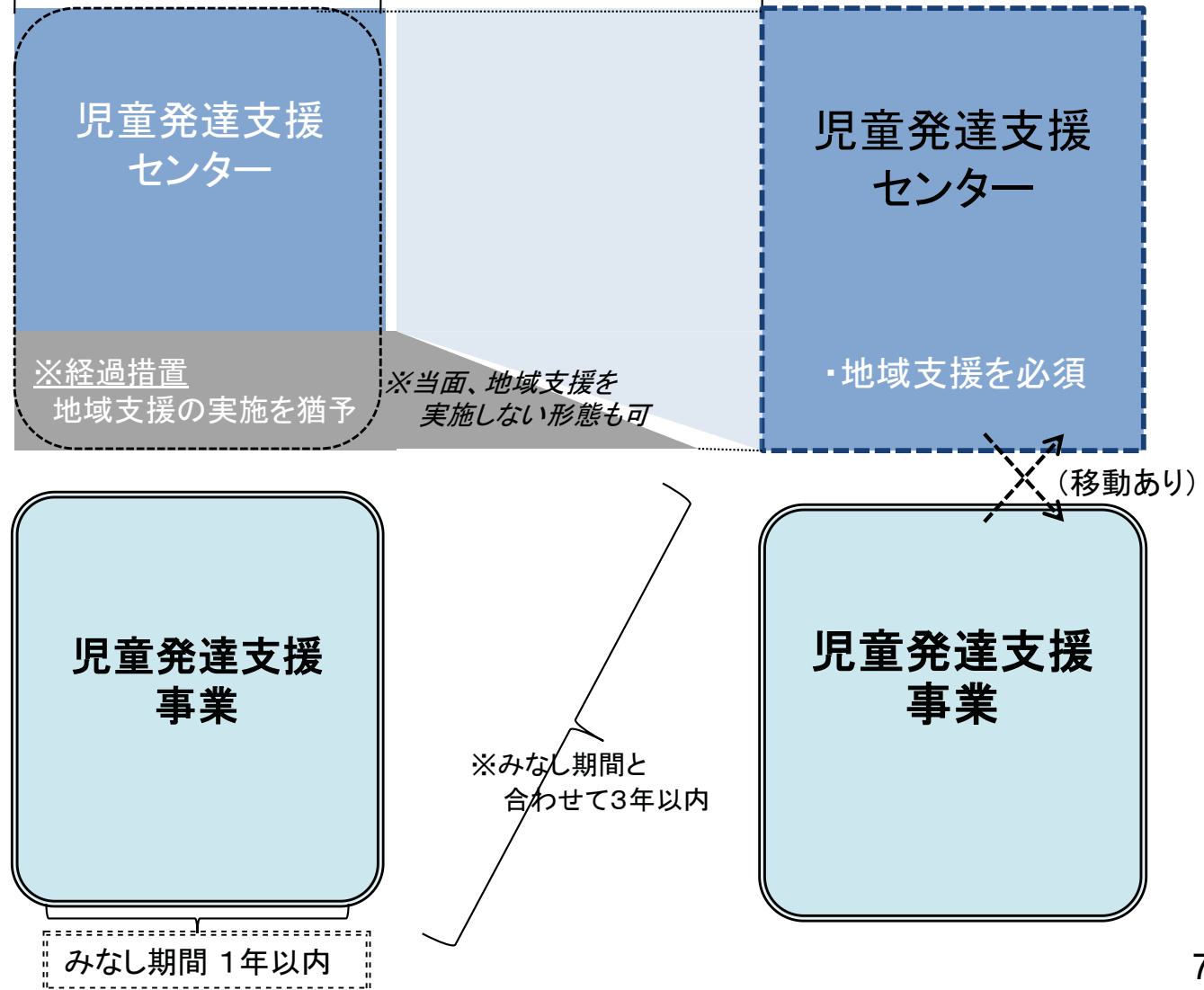
【現行】



24年4月施行

25年4月

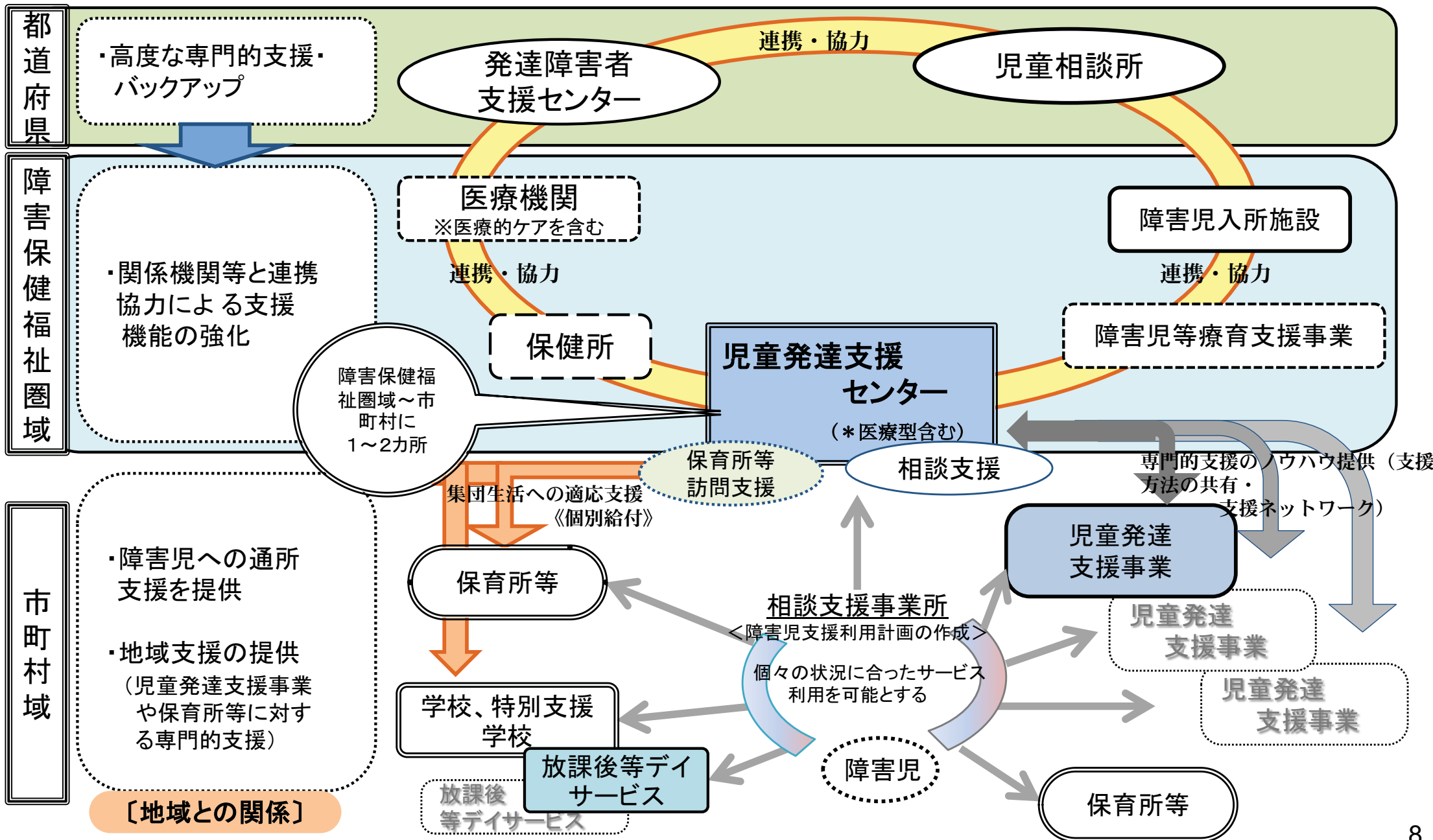
27年4月メド





# 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の強化(例)

児童発達支援センターが障害児支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



# 児童発達支援(児童発達支援センター(医療型を含む)及びそれ以外の児童発達支援事業)の 指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(→別紙)。
- 個別支援計画に基づき、各障害に応じた専門的な訓練を場合に、必要な専門職を配置するよう基準に規定。主たる対象とする障害が難聴の場合には、現行の「聴能訓練担当職員、言語機能訓練担当職員」を「言語聴覚士」に変更。  
(※現行ある施設・事業所については、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。)

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の障害児通園施設及び児童デイサービスからの円滑な移行と、様々な障害を受け入れることができるよう、基準を弾力化。

# 児童発達支援センターの指定基準

## 人員基準・設備基準の概要

人員基準	嘱託医※1	1人以上
	児童指導員 及び保育士	総数：通じて障害児の数を4で除して得た数以上 ※現行ある施設は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上
	栄養士※2	1人以上
	調理員※2	1人以上
	その他必要な職員※3	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合 ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合は、言語聴覚士4人以上 ※現行ある施設は、一定期間、現行の基準によることができる旨の経過措置を講ずる。
	児童発達支援管理責任者	1人以上

- ※1 主たる対象の障害が知的障害の場合は、精神科又は小児科、難聴の場合は、耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者  
 ※2 40人以下の施設にあっては、栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。  
 ※3 配置した場合は児童指導員等の総数に充てることができる。

設備基準	指導訓練室	・定員：おおむね10人 ・障害児1人当たりの床面積：2.47㎡以上 ※主たる対象者が難聴及び重心の場合は、定員及び床面積の要件は適用しない。
	遊戯室	・障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上 ※主たる対象者が難聴及び重心の場合は、床面積の要件は適用しない。
	その他	・医務室、相談室、調理室、便所、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ただし、主たる対象とする障害を知的障害とする場合には、静養室を、主たる対象とする障害を難聴とする場合は、聴力検査室を設けること。

# (別紙) 児童発達支援管理責任者の配置について

利用障害児に対して、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害児支援に共通する職種として新設。

## 《児童発達支援管理責任者の要件》

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術が必要であることから、要件は、①から③を満たす者とする。

### ①実務経験者

※実務経験の対象となる業務

保健、医療、福祉、就労、教育の分野において直接支援業務、相談支援業務、就労支援業務などの業務を対象とする。

具体的には、自立支援法に基づくサービス管理責任者と同等とする予定。

### ②児童発達支援管理責任者研修修了者

※研修の内容は、自立支援法に基づくサービス管理責任者研修と同等のものとし、今後定める。

### ③相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者)

## 《経過措置》

実務経験の要件を満たしていれば、施行後3年間で児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了することを条件として、この間、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。(3年間の経過措置)

なお、過去に、サービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

(※)児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて、管理者や他の一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者含む。)との兼務を可能とする。

## 児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う場合）の指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員 基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとに当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児数が10人までは、2人以上</li> <li>・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>
		その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</li> <li>・ また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>		

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

## 医療型児童発達支援センターの指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員基準	医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者	同法に規定する診療所として必要とされる数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護師	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	その他必要な職員	日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合
	児童発達支援管理責任者	1人以上
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法上に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</li> <li>・訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</li> <li>・浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</li> <li>・階段の傾斜を緩やかにすること。</li> </ul>	

※ 指定に当たっては、法人格の有無は問わない。

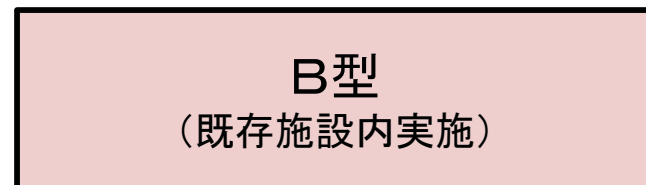
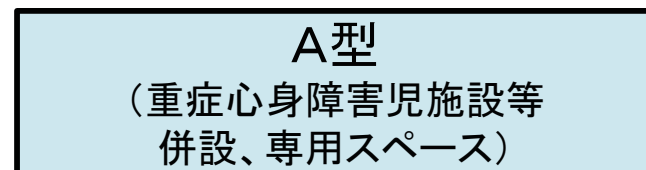
## ②主たる対象の障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援

# 児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の概要

## 【考え方】

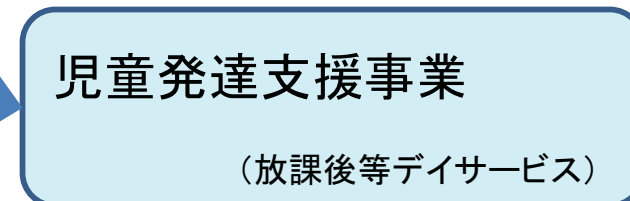
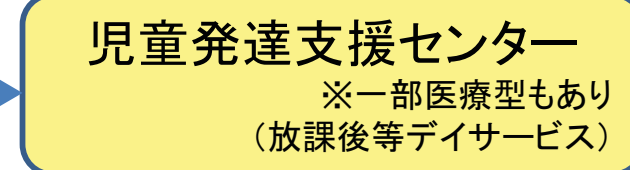
- 重症心身障害児(者)通園事業の形態として、重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)と既存施設内実施型(B型)があるが、
  - 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)の移行先として、児童発達支援事業を基本とするが、児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合には、児童発達支援センターを選択することが可能。
  - 既存施設内実施型(B型)は、児童発達支援事業へ移行  
※就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービス。
- 医療機関で実施している場合は、医療型児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合は、医療型児童発達支援センターを選択して移行可能。

(現行)重症心身障害児(者)通園事業



又は

(移行後)





# 重症心身障害児(者)通園事業の法定化

- 今般の児童福祉法の改正により、従来、国庫補助事業で実施してきた「重症心身障害児(者)通園事業」については、「児童発達支援」として法定化。
- また、重心通園事業は、18歳以上の障害者も利用していることから、引き続き支援を提供するためには、併せて障害福祉サービス(生活介護)の指定をとることが必要。
- そのため、法定化に当たっては、円滑な移行を考慮し、  
①小規模な実施形態に配慮、②児者一体的な支援を継続できるよう特例措置

\* 利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。

## 【現行】

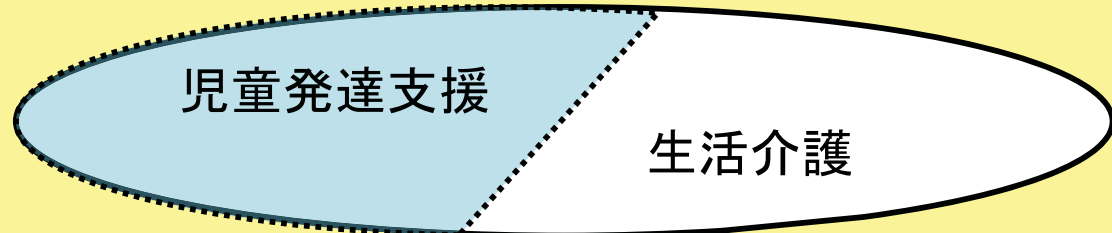
### 重症心身障害児(者)通園事業

- ①重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)  
定員15人
- ②既存施設内実施型(B型)  
定員5人を標準

\* 重症心身障害児・者が利用

法定化

## ■ 児童発達支援と生活介護を一体的に実施することが可能



- ①従来の多機能型事業所による実施、又は小規模な実態を考慮し、②児童発達支援と生活介護の指定を同時に受ける特例措置(\*)により実施。

- \* ①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可  
※障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能
- \* 児童発達支援の最低定員を5人以上と設定。生活介護も5人以上で実施可能。

児者一体的な支援を継続

# 児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の補助要件を基本として設定。
- 他の児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くことになっているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

(※)現行の補助要件にある「作業療法又は理学療法若しくは言語療法を担当する職員」については、省令化に伴い、「機能訓練等を行う職員」に表現を統一。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の重症心身障害児(者)通園事業からの円滑な移行ができるよう、現行の補助要件を基本として設定。

# 主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援の指定基準

## 人員基準・設備基準の概要

	職種	児童発達支援事業として実施する場合	児童発達支援センターとして実施する場合
人員基準	嘱託医	1人以上	1人以上
	看護師	1人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総数：4：1以上</li> <li>・ 看護師：1人以上</li> <li>・ 児童指導員：1人以上</li> <li>・ 保育士1人以上</li> <li>・ 機能訓練等担当職員 (※理学療法又は作業療法若しくは言語療法担当職員) ：1以上</li> </ul>
	児童指導員 又は保育士	1人以上	
	機能訓練等を行う職員 (※作業療法又は理学療法若しくは言語療法を担当する職員)	1人以上	
	栄養士※1	—	
	調理員※1	—	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上	1人以上
	設備基準	指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。	指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所、その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。※2

※1 40人以下の施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

※2 遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は設けないことができる。

(注) 医療型児童発達支援センターの基準を満たせば、医療型への移行も可能

### ③放課後等デイサービス

# 放課後等デイサービスの概要

## ○ 事業の概要

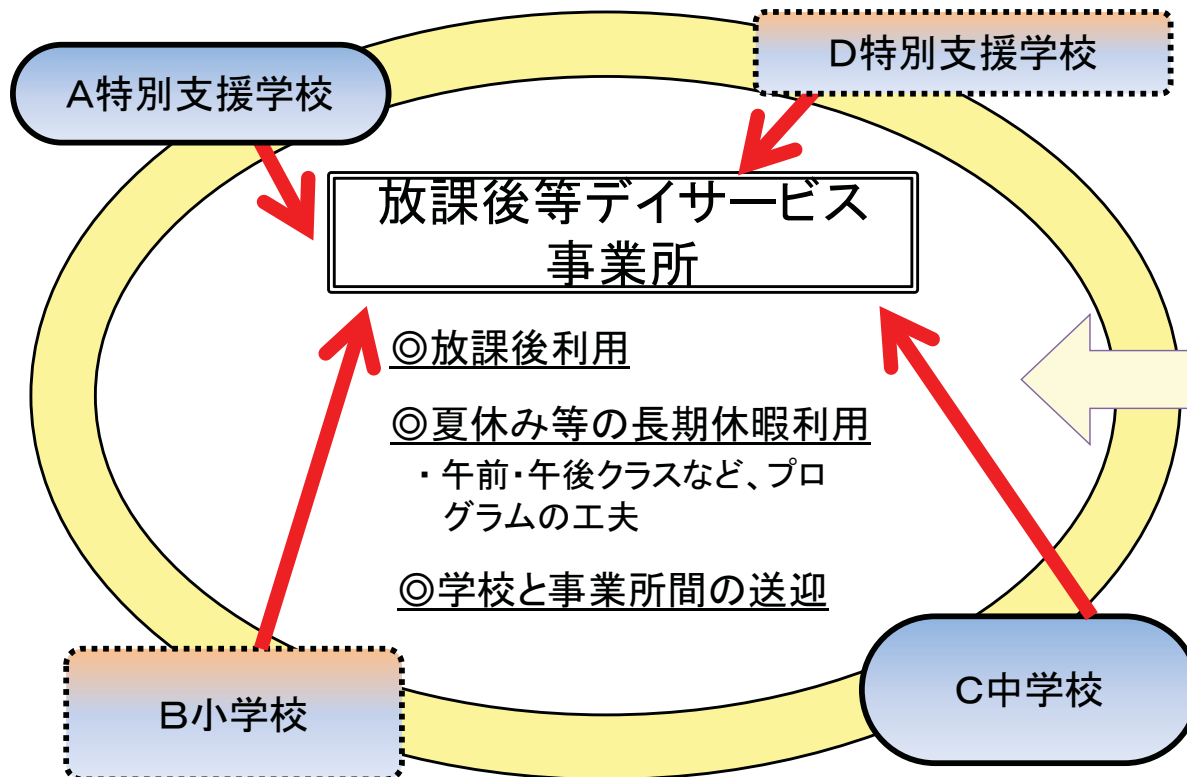
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

## ○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児  
(\*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

## ○ 利用定員

10人以上  
※児童デイサービスからの移行を考慮



## ○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
  - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
  - ②創作的活動、作業活動
  - ③地域交流の機会の提供
  - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

# 放課後等デイサービスの指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 放課後等デイサービスは、現行の児童デイサービスのうちⅡ型の事業所(就学前児童の数が70%未満、報酬上の区分)からの移行が想定されるため、円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。
- 児童発達支援と同様、計画的かつ効果的な支援を提供するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。
- 個別支援計画に基づき、各障害に応じた専門的な訓練を場合に、必要な専門職を配置するよう基準に規定。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の児童デイサービスからの円滑な移行できるよう、現行の基準を基本として設定。

## 放課後等デイサービスの指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員基準	従業者	指導員又は保育士	<p>単位ごとに当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児数が10人までは、2人以上</li> <li>・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>
		その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</li> <li>・ また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>		

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

## ④保育所等訪問支援



# 保育所等訪問支援の概要

## ○ 事業の概要

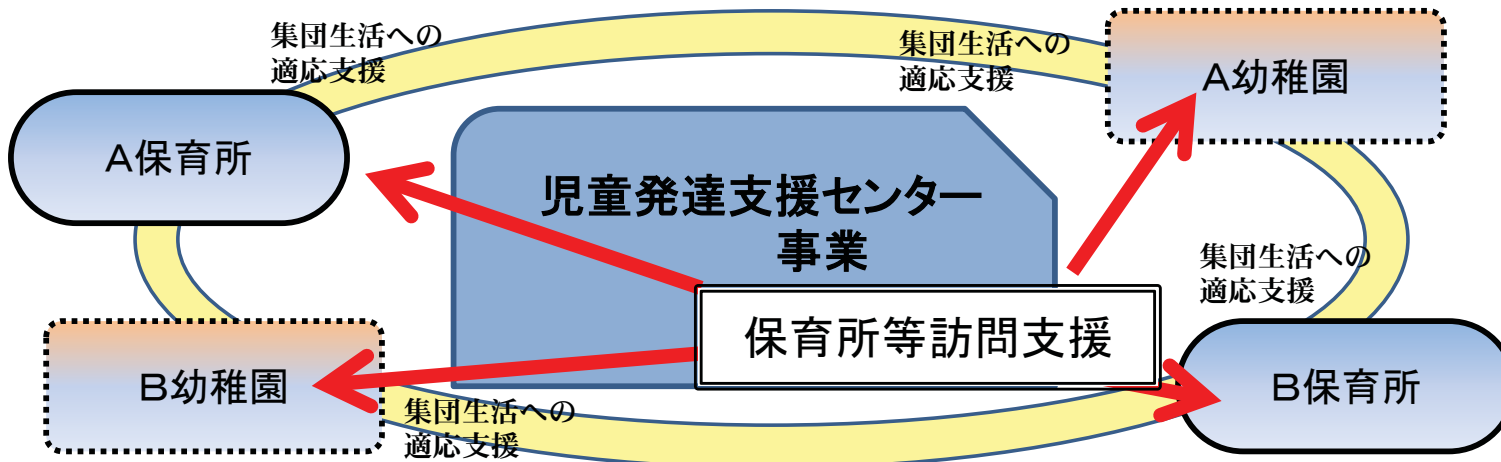
- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

## ○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児  
\*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断  
\* 発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



## ○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

## ○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等  
〔 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)  
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等) 〕
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

# 保育所等訪問支援の指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 保育所等に訪問して障害児への直接支援や保育所等のスタッフ支援を行うため、障害児支援の経験等を有する訪問支援員を事業規模に応じて弾力的に配置できるように規定。
- 訪問先に利用障害児に対して計画的かつ効果的な支援を提供するため、支援内容を管理・調整する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 支援に提供に必要な設備及び備品など、事業に取り組みやすい基準に設定。

## 保育所等訪問支援の指定基準

### 人員基準・設備基準の概要

人員 基準 案	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 (障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、 保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、 集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者)
		児童発達支援管理責任者※	1人以上
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備 基準 案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</li> </ul>		

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。

### 3. 障害児入所支援について

# 障害児入所支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児入所施設については、「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 障害児入所施設には、従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

## 1. 各障害別から3障害対応

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
  - \* 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
  - \* 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

## 2. 様々な障害や重複障害等への対応

### 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- ◆ 従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供（医療型は、このほか医療を提供）
- ◆ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者自立支援法の障害福祉サービス）で対応することとなることを踏まえ、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供。
  - \* 重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続が可能

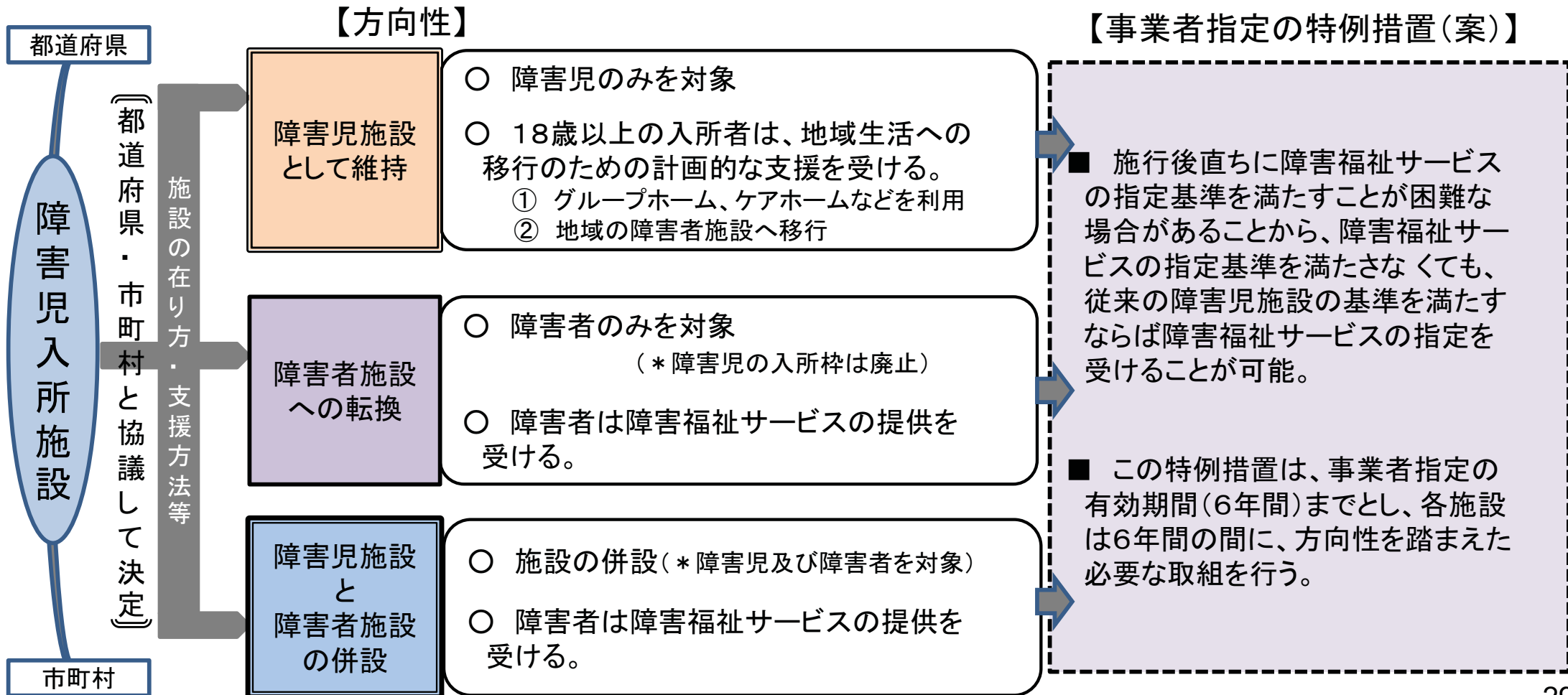
## 3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- ・ 障害者自立支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
  - \* 障害福祉サービスの指定を受ける。現に入所していた者が退所させられないようにするため、指定に当たっての特例措置を講ずる。
  - \* ただし、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

# 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- 18歳以上の入所者がいる障害児施設は、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」の3タイプから施設の方向性を選択。
- 入所者が退所させられることがないよう、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、指定に当たっての特例措置を講ずる。

\* 利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。

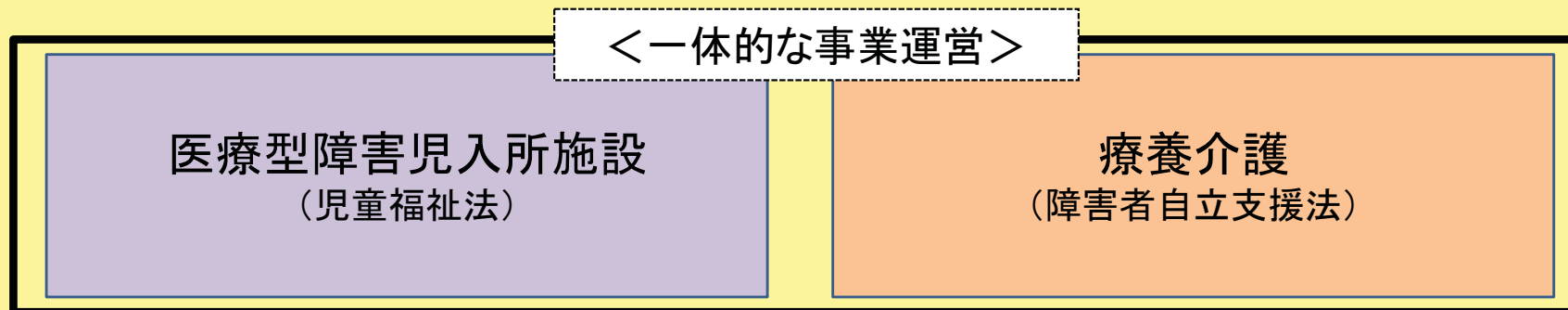


# (参考)重症心身障害児施設の対応

- 重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、同様に障害福祉サービス(療養介護)により対応することとなるが、重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましいことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いも可能。

## ■ 医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施することが可能

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。



- ①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可  
※障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能

児者一貫した支援の確保

(※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力。  
また、重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応することが望まれる。

# 障害児入所施設の指定基準の概要

## 1. 人員基準設定の考え方

- 現行の障害児入所施設からの円滑な移行と、これまでの支援水準を維持できるよう、現行の基準を基本として設定。併せて、複数の障害種別を受け入れても、適切な支援が提供できるよう、障害種別に応じた人員基準を適用。
- 計画的かつ効果的な支援を提供するため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされているサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置。

## 2. 設備基準設定の考え方

- 現行の基本的な支援水準を維持するため、現行の基準を基本として設定。



# 福祉型障害児入所施設の指定基準

## 1. 人員基準の概要

職種	知的障害 の場合	自閉症の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※1	1人以上			
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総数：               <ul style="list-style-type: none"> <li>①知的障害児（自閉症含む） 4. 3 : 1以上</li> <li>②盲ろうあ児：乳幼児 4 : 1以上、少年 5 : 1以上</li> <li>③肢体不自由児： 3. 5 : 1以上</li> </ul> </li> <li>・ 児童指導員： 1人以上</li> <li>・ 保育士： 1人以上</li> </ul>			
看護師	—	20 : 1以上	—	1人以上
栄養士※3	1人以上			
調理員※4	1人以上			
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※5	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上			

※1 知的障害児（自閉症含む）の場合は、精神科又は小児科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者

※2 30人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。

※3 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

※4 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

## 2. 設備基準の概要

※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害 の場合	自閉症 の場合	盲ろうあ の場合	肢体不自由 の場合
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員4人以下(乳幼児6人以下)</li> <li>・障害児1人当たりの床面積:4.95㎡以上(乳幼児3.3㎡以上)</li> <li>・障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。</li> </ul>			
その他	調理室、浴室、便所、医務室※1、静養室※2			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる対象の障害が、 知的障害及び盲ろうあの場合は、障害児の年齢、適応に応じ職業指導に必要な設備</li> <li>盲ろうあの場合は、遊戯室、訓練室</li> <li>盲の場合は、音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備</li> <li>ろうあの場合は、映像設備</li> <li>肢体不自由の場合は、訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備を備えること</li> </ul>			

※1 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。

※2 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

# 医療型障害児入所施設の指定基準

## 1. 人員基準の概要

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数： 6.7:1以上</li> <li>・各1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総数： 乳幼児10:1以上 少年20:1以上</li> <li>・各1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各1人以上</li> </ul>
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上		

## 2. 設備基準の概要

自閉症の場合	肢体不自由の場合	重症心身障害の場合
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
<p>主たる対象とする障害が</p> <p>自閉症児の場合は、静養室を設けること。</p> <p>肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる)、身体の機能を助ける設備を設けること。 また、階段の傾斜を緩やかにすること。</p>		

(参考2)

事務連絡  
平成24年 1月11日

都道府県  
各 指定都市 障害児支援主管課室 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う  
障害児通所支援等に係る事務の実施主体の移行について

障害児支援の充実につきましては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

今般の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）により、障害児支援については、身近な地域で支援が受けられるようにするため、平成24年4月から、現行の各障害種別に分かれた障害児施設支援が障害児通所支援、障害児入所支援に再編されるとともに、障害児通所支援や、18歳以上の障害児施設入所者の給付決定等の事務が都道府県から市町村に移行されるなどの見直しを図られることとなります。

これらに係る事務については、現行の障害者自立支援法等の支給事務に準じて行われるものであり、平成23年10月31日に開催した障害保健福祉主管課長会議において円滑な事務執行に関する留意点についてお示ししたところでありますが、障害児通所支援等に係る事務の移行に関する詳細について、別添1のとおりまとめましたので、送付いたします。

各都道府県においては、円滑な施行を図るため、本事務連絡を参考にして速やかに管内市町村への事務の引き継ぎ及び各市町村への指導・助言について、特段のご配慮をお願いするとともに、各市町村において、実施主体が変更に伴う事務が終了した場合には、当室担当係まで別添2に記載している項目についてご報告願います。

なお、指定都市・児童相談所設置市においては、特段の事務の変更はありませんが、整備法の施行に向けて引き続き必要な事務について、遺漏なきようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係  
佐藤、神田、今野

TEL：03-5253-1111（内3037）

(別添 1)

## 整備法施行に伴う事務の移行について

### 1 都道府県から市町村に実施主体が移行される事務

平成 24 年 4 月から、実施主体が都道府県から市町村に移行される事務は次のとおりである。

- ① 児童福祉法に基づく障害児通所給付費の通所給付決定等
- ② 18 歳以上の障害児施設入所者に係る障害者自立支援法に基づく介護給付費の支給決定等
- ③ 平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「重症心身障害児(者)通園事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する重症心身障害児(者)通園事業の利用者(以下「重心通園事業の利用者」という。)に係る児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費の支給決定等

### 2 移行に当たって特に留意が必要な点

事務の移行に当たって、特に留意していただきたい点は、次のとおりである。なお、具体的には下記を参照願いたい。

#### ① 都道府県

速やかに、現在の利用者全員について、平成 24 年 4 月以降の実施主体となる市町村の特定を行うとともに、市町村に対する事務の引継や市町村への申請勧奨に努めること。

市町村における児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費に関する業務が円滑に行われるよう、必要に応じて指導・助言などの支給決定業務への支援を行うこと。

特に、改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第 24 条の 3 第 4 項に規定する施設給付決定(通所のみによる利用に係るものに限る。)の有効期間が平成 24 年 3 月 31 日までのものについては、施行日以降も通所支援が利用できるよう十分留意するとともに、取扱いについて、速やかに市町村と調整すること(Iの1の(3)の※2及びIIの1の(2)の※参照)。

#### ② 市町村

速やかに障害児通所給付費に関する業務を担当する部署を決定すること。また、給付費の支給決定に係る必要な手続きを遺漏なく行うとともに、その際には、整備法の円滑な施行を図るために講じる経過措置の取扱いに十分留意すること。

記

## I 都道府県業務（市町村への移行に係る部分）

### 1 市町村に対する事務の引継又は市町村への申請勧奨

#### （1）市町村に対する事務の引継

次に該当する者については、整備法の附則において、改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされる（以下「みなし通所給付決定」という。）又は改正後の障害者自立支援法（以下「新自立支援法」という。）第 19 条第 1 項に規定する支給決定を行うものとする旨の経過措置の規定（以下「みなし通所給付決定等」という。）があり、給付費に関する業務が市町村に移行されることから、実施主体となる市町村に対し、支給決定に関する情報を引き継ぐこと。

ア 平成 24 年 4 月 1 日において、施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている障害児の保護者（以下「通園施設の利用者」という。）

※ 施設給付決定の有効期間が平成 24 年 4 月 1 日以降の者に限る。

イ 平成 24 年 3 月 31 日において、旧児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けて指定知的障害児施設等に入所又は入院している 18 歳以上の者（以下「入所施設を利用している 18 歳以上の者」という。）

※ 1 新児童福祉法第 24 条の 24 の規定により、引き続き障害児入所給付費を受けられることができる者を除く。

※ 2 市町村は、児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法のサービスに係る支給決定を行う。

#### （2）引継に伴う書類等

市町村に引き継ぐものとして、次のものが考えられるが、各都道府県の実情に応じて進めること。

ア 児童記録票の写し

イ 障害児施設給付費に関する支給申請書及び給付決定通知書の写し

ウ 勘案事項調査票等の写し

エ その他、給付費に関する業務で参考となる書類

事業所との契約内容が確認できる資料、直近の給付費の支給状況（加算等）が分かる資料等

※ なお、市町村に引き継ぐ際、個人情報について、保護者等の承諾は要しない。

#### （3）利用者に対する市町村への申請勧奨等

次に該当する者については、みなし通所給付決定等の規定がないため、施行日以降も利用を希望する場合には、原則、市町村が新たに支給決定を行う必要があるため、利用者に対し市町村への申請勧奨等に努めること。

ア 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）の有効期間が平

成 24 年 3 月 31 日までの者

※1 引き続き、利用を希望する場合は居住地の市町村に対し新規申請を行うことになる。その際、市町村は、速やかに通所給付決定が行えるよう、児童相談所に意見聴取（通所給付決定に関する情報提供依頼を含む。）の依頼をすることができる（新児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 2 項）。

児童相談所においては、保護者等の承諾を得たうえで（情報提供することを前提に申請勧奨の際に了解を得ておくことが望ましい。以下、イ及びエにおいて同じ。）、関係書類を提供すること。

※2 市町村における業務体制が整っていない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、当該市町村と調整したうえで、都道府県において、平成 24 年 3 月 31 日までに施設給付決定を更新（例：有効期間を平成 25 年 3 月 31 日までとする支給決定を行う）したうえで実施主体を変更し、みなし通所給付決定の規定を活用する等配慮することが望ましい。

#### イ 重心通園事業の利用者

※ アの※2のような取扱いできないことから、市町村において、速やかに児童福祉法に基づく通所給付決定又は障害者自立支援法に基づく支給決定が行えるよう必要な支援を行うこと。

#### ウ 入所施設を利用している 18 歳以上の者

※1 継続して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用する必要がある場合は、整備法附則第 35 条の規定に基づき、本人の申出により、支給申請や障害程度区分の認定等の手続を省略し、新自立支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定が行われる旨を伝え、申出を勧奨するよう努めること。

※2 必ずしも入所施設を利用している 18 歳以上の者全員が障害者自立支援法で対応するのではなく、新児童福祉法第 24 条の 24 の規定に基づき、本人からの申請があり、児童相談所の意見を聴いた上で、引き続き障害児入所施設での支援が必要な場合は、20 歳に達するまで障害児入所給付費を支給することができる。また、新児童福祉法第 31 条の規定により、20 歳に達するまで措置を採ることができるため、都道府県においては、個別に判断する必要がある。

（障害児施設において支援が必要な場合の例）

- ・ 虐待等がある又は疑われ、引き続き都道府県又は児童相談所において、関与していく必要がある。
- ・ 障害者支援施設に空きがない。
- ・ 高等部に在学中であり、障害児として支援することが望ましい。
- ・ 自活訓練等の地域移行に向けた支援を継続する必要がある。

※3 平成 24 年 4 月 1 日に満 18 歳未満である者が、施行日以後において、満 18 歳となることに伴い、継続して、障害福祉サービスを利用する必要が生ずる場合も整備法附則第 35 条の対象となり、同じ取扱いとなる。



市町村における支給決定は、その者が満 18 歳となる日までに行う必要があるため、都道府県においては、市町村と連携を密にし、時期等について配慮されたい。

エ 重症心身障害児施設の待機者（18 歳以上の者に限る。）

※ 重症心身障害児施設（指定医療機関の重心病棟含む。）に入所を希望している 18 歳以上の待機者については、平成 24 年 4 月 1 日以降は、障害者自立支援法の療養介護の対象となるため、居住地の市町村に対して介護給付費の支給申請を行うことになる。都道府県においては、待機者に対し市町村への申請勧奨に努めるとともに、待機者に係る基本情報が児童相談所等において把握している場合は、本人等の承諾を得たうえで、市町村に情報提供すること。

なお、重症心身障害児施設については、4 月以降は医療型障害児入所施設又は療養介護への移行若しくは一体的に行うことが想定される。そのため、都道府県又は市町村の支給決定に当たっては、都道府県、市町村間の連絡調整を密に行い、都道府県において、重症心身障害児者が円滑に入所できるよう、調整等配慮されたい（新児童福祉法第 24 条の 19）。

## 2 都道府県の役割

### イ 市町村における支給決定業務の支援

#### （1）支給決定手続き等の伝達

今回の改正で、障害児通所給付費に関する業務が市町村に移行されることから、これまで都道府県が実施してきた障害児施設給付費（通所のみによる利用に係るものに限る。）に関する業務（施設給付決定に関する業務を含む）の流れや留意事項等について、必要に応じて市町村に情報提供すること。

（例）支給決定の流れ、支給決定をする際の基準、勘案事項調査の内容、判定方法 等

#### （2）支給決定に係る支援

都道府県は、市町村からの求めに応じ、支給決定業務に関し、技術的事項についての協力その他必要な支援を行うこと（新児童福祉法第 21 条の 5 の 10、新自立支援法第 26 条）。

（例）療育の必要性や重症心身障害等の判断基準 等

#### （3）その他

市町村における業務体制が整っていない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、平成 24 年 3 月 31 日までに施設給付決定（例：有効期間を平成 25 年 3 月 31 日までとする支給決定）を行い、みなし通所給付決定の規定を活用したうえで、市町村に移行するなど配慮することが望ましい。そのため、市町村における業務体制を把握しておくとともに、進捗状況の報告を受けること。

また、通所支援の提供が円滑に行われるよう、関係者相互間の連絡調整又は事

業者等に助言その他の援助を行うことが望ましい。

(例) 児童発達支援センター等が市町村単位で設置されていない場合等で、利用に当たって、広域での調整等が必要な場合 等

ロ 障害児通所給付費等に対する審査請求

障害児の保護者が市町村の行った障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある場合は、その請求により都道府県が客観的な立場から当該処分の適否について審査を行うことになる。

※ 1 審査請求については、障害者自立支援法の規定を準用する。

※ 2 運営に当たっては、どのような体制で行うかは、最終的には都道府県の判断となるが、障害者介護給付費等不服審査会との合同で実施することとしても差し支えない。

## II 市町村業務（都道府県からの移行に係る部分）

### 1 児童福祉法に基づく通所支援の決定

#### (1) 担当部署の決定

障害児支援については、基本的に児童福祉法で対応することになったが、担当部署の決定に当たっては、各市町村の実情に応じて、障害児支援が適切に行える部署において所管されたい。

#### (2) 現行制度利用者に関するみなし通所給付決定業務（整備法附則第 23 条）

##### ①対象者

次に該当する者については、みなし通所給付決定の規定がある。

※ ただし、新児童福祉法第 21 条の 5 の 5 の規定（通常の手続）による通所給付決定を受けた者を除く。

ア 児童デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けている障害児の保護者（以下「児童デイサービスの利用者」という。）

※ 平成 24 年 3 月 31 日で有効期間が満了する者については、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する通所支援の通所給付決定を行う必要がある。

イ 通園施設の利用者

※ 平成 24 年 3 月 31 日で有効期間が満了する者については、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する通所支援の通所給付決定を行う必要があるが、市町村において業務体制が整わない等により、施行日から通所支援の利用が困難と見込まれる場合には、都道府県と調整したうえで、都道府県において、平成 24 年 3 月 31 日までに有効期間を更新（例：有効期間を平成 25 年 3 月 31 日までとする支給決定）し、みなし通所給付決定の対象となるよう配慮されたい。

## ②みなし通所給付決定の内容

みなし通所給付決定に係る通所支援の種類及び支給量については、政令及び規則で定める予定であるが、現時点では以下のとおりである。

### ア 児童デイサービスの利用者

#### (ア) 通所支援の種類 放課後等デイサービス

※ なお、未就学児童も含めて放課後等デイサービスにみなされることとなるが、未就学児童は、みなし経過後においては、放課後等デイサービスではなく、児童発達支援の通所給付決定を行うこととなるので、この場合の未就学児童に係るみなし通所給付決定の間の報酬については、就学児童と区分することを検討している。

#### (イ) 支給量 現に支給決定されている日数

### イ 通園施設の利用者

#### (ア) 通所支援の種類 児童発達支援

#### (イ) 支給量 現に支給決定されている日数

※ 現在の支給決定の際、支給量を定めていない場合、都道府県においては、実際の利用状況等を勘案し、支給量について意見を付すこと。市町村は都道府県の意見を踏まえ、必要な日数を設定する。

※ 平成 24 年 4 月 1 日以降に支給量の変更を希望する場合は、新児童福祉法第 21 条の 5 の 8 の規定に基づき、変更申請が必要となる。市町村においては、勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの引き継ぎがある場合は活用する等、速やかに通所給付決定の変更を行うよう配慮されたい。  
なお、この場合の通所給付決定の有効期間は、③にかかわらず 1 年となる。

## ③みなし通所給付決定の有効期間

介護給付費又は障害児施設給付費の支給期間の残存期間とする。

(例) 平成 23 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの支給期間の者

→ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

※ 1 みなし通所給付決定の有効期間が満了した場合、引き続き障害児通所支援を利用しようとするときは、障害児の保護者は、居住地の市町村に支給申請を行い、通常の手続により通所給付決定を受けることになる。

※ 2 みなし通所給付決定期間中に新たな通所給付決定をした場合には、通所給付決定日において、みなし通所給付決定の効力が消滅し、新たな通所給付決定が有効となる。

## ④みなし通所給付決定に関する手続き

みなし通所給付決定は、法律上何らの手続きを要せずに通所給付決定があったものとされるが、実務上は、対象者の確認、みなし通所給付決定されたことの通知、通所受給者証の交付等の手続きが必要となる。

### (3) みなし通所給付決定業務の流れ

#### ①都道府県から通所給付決定に関する情報提供

市町村は、現行の支給決定の内容、支給決定に当たって勘案した事項等について、都道府県から引き継ぐ（Iの1参照。）。

※ ただし、児童デイサービスの利用者は除く。

#### ②児童記録票、支給管理台帳等の作成

市町村は、障害児支援を適切に提供するため、通所給付決定に関する基本情報を記録しておくこと。

#### ③みなし通所給付決定の通知

みなし通所給付決定は、個別の行政処分である通所給付決定とは異なり、法律上の取扱いであるため、行政処分としての通所給付決定の通知は要しないが、対象者にみなし通所給付決定がなされた旨を周知するため、次の事項を記載した通知を行うことが適当である。

ア みなし通所給付決定された旨

イ みなし通所給付決定された障害児通所支援の種類

※ 児童デイサービスの利用者であって未就学児童の場合の名称については、別途お示しする予定である。

ウ みなし通所給付決定された障害児通所支援の支給量

エ みなし通所給付決定の有効期間

オ 負担上限月額

カ その他必要な事項

※ 行政処分ではなく、審査請求の対象とはならないので、教示は不要。

#### ④通所受給者証の交付

みなし通所給付決定された旨の通知には、当該みなし通所給付決定された内容（受給者番号を含む。）を記載した通所受給者証を添付する。

#### ⑤その他、利用に当たって周知すべき事項

今般の制度改正の概要、更新時の手続き等その他通所支援の利用に当たって留意すべき事項を適宜周知する。

### (4) 留意事項

次に該当する者については、みなし通所給付決定の規定がなく、施行日以降も利用を継続するには、通所給付決定を行う必要があるため、市町村は通所給付決定に関する手続きを優先的に進める必要がある。

ア 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）の有効期間が平成24年3月31日までのもの

※ 必要に応じて、都道府県に有効期間の更新を依頼することも考えられ

る。(Iの1の(3)のア参照。)

イ 重心通園事業の利用者(18歳以上の者を除く。)

ウ 平成24年4月1日以降に新規に通所支援の利用を希望する者

#### 【通常に通所給付決定業務の流れ】

①都道府県から利用者(みなし通所給付決定の対象者を除く。)へ申請勧奨等  
※ 都道府県においては、申請勧奨に努めるとともに、市町村への情報提供について承諾を得ておくことが望ましい。

#### ②通所給付決定の申請

障害児通所給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、居住地の市町村に対して支給申請を行う。

#### ③勘案事項調査

当該申請に係る障害児又は障害児の保護者と面接をし、心身の状況、障害児の置かれている環境、通所支援の利用に関する意向等を調査する。

※ 市町村は、速やかに通所給付決定が行えるよう、勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの情報提供がある場合は活用する等配慮されたい。

#### ④児童相談所への意見聴取

市町村は、必要に応じて児童相談所の意見を聴くことができる。

なお、児童相談所は、意見を述べるに当たり、必要に応じて当該障害児、その保護者、医師等の意見を聴くことができる。

#### ⑤障害児支援利用計画案の提出依頼

※ 新規申請者は、障害児支援利用計画案の作成を優先することになっているが(平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料85頁参照)、障害児相談事業者の整備が進んでいないことも想定されることから、平成24年4月の通所給付決定に当たっては、障害児支援利用計画案の提出を求めないことも可能とする(3年間の経過措置あり。)

#### ⑥通所給付決定

市町村は、勘案事項、児童相談所の意見、障害児支援利用計画案を踏まえ、障害児通所給付費の支給の要否の決定を行う。通所給付決定を行った場合には、通所支援の種類、支給量、通所給付決定の有効期間、利用者負担額を定め、これらを記載した通所受給者証を交付する。

※ 申請書、決定通知書、通所受給者証等に係る様式例については、別途お示しする予定である。

## 2 障害者自立支援法に基づく支給決定

### (1) 対象者

次に該当する者については、新自立支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を行う必要がある。

ア 入所施設を利用している 18 歳以上の者（新児童福祉法第 24 条の 24 の規定により、引き続き障害児入所給付費を受けることができる者を除く。）

※ 平成 24 年 4 月 1 日に満 18 歳未満である者が、4 月 1 日以後において、満 18 歳となることに伴い、継続して、障害福祉サービスを利用する必要が生ずる場合も整備法附則第 35 条の対象となり、同じ取扱いとなる。

市町村における支給決定については、その者が満 18 歳となる日までに行う必要があるので、留意されたい。

イ 重心通園事業の利用者（18 歳以上の者に限る。）

## （2）支給決定の流れ

支給決定の流れについては、上記のア又はイに応じて次のとおりである。

ア 入所施設を利用している 18 歳以上の者の場合（整備法附則第 35 条）

### ①都道府県からの引継

※ 都道府県において、市町村に事務を引き継ぐとともに、対象者へ申出の勧奨に努められたい（I の 1 の（1）～（3）参照。）。

### ②本人からの申出

※ 障害福祉サービスの利用について、公費で助成することから、申出に当たっては、書面等により記録しておくことが適当である。

なお、判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者については、成年後見人が障害者本人に代わって申出を行うことになる。

### ③支給決定

市町村は、本人の申出により、申請や障害程度区分の認定等の手続きを省略し、前日まで現に利用している児童福祉法のサービスに相当する新自立支援法の障害福祉サービスの支給決定を行う。

（児童福祉法のサービスに相当する自立支援法のサービスの例）

- ・福祉型障害児入所施設の場合 生活介護及び施設入所支援
- ・肢体不自由児施設、第 1 種自閉症児施設の場合 生活介護及び施設入所支援（又は療養介護）
- ・重症心身障害児施設の場合 療養介護

※ なお、サービスの種類の決定に当たっては、現に利用している施設等がどのサービスに移行するか確認のうえ、行うこと。

### ④支給決定通知（受給者証の交付）

有効期間については 1 年とする。

※ 事務の平準化の観点から2年とすることも可能（平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料64頁参照）。

#### イ 重心通園事業の利用者（18歳以上の者に限る。）の場合

新自立支援法による支給決定と同様の手続きにより、生活介護の支給決定を行うこと。

- ※1 指定特定相談支援によるサービス等利用計画案の提出を求めることとなっているが、事業者の整備状況等を踏まえ対応すること。
- ※2 勘案事項の聴き取りに当たっては、児童相談所等からの情報提供がある場合は、活用する等配慮されたい。
- ※3 障害程度区分の認定は必要であるが、事務が集中し、施行日までに認定が間に合わない等やむを得ない場合には、引き続き、サービスを利用できるようにする観点から、支給決定を行っても差し支えない。なお、この場合の報酬については、障害児通所給付費と同程度の単価を設けることを検討している。

### （3）留意事項

法律の施行の際現に都道府県の措置を受けて障害児施設支援を受けている者は、整備法附則第32条の規定に基づき、政令で定めるところにより、市町村の措置を受けて障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けているものとみなされる。政令で定める都道府県の措置から市町村の措置を受けたものとみなされる内容は、現時点では以下のとおりである。

ア 通園施設に措置されている者 児童発達支援

イ 知的障害児施設に措置されている者 生活介護

ウ 肢体不自由児施設に措置されている者 施設入所支援

- ※ ただし、20歳未満の者については、引き続き都道府県の措置を受けて障害児入所支援を受けているものとみなす。

エ 重症心身障害児施設に措置されている者 療養介護

- ※ ウと同じ。

- ※1 市町村においては、サービスの利用状況により、例えば、知的障害児施設に措置されている者は、生活介護の他、施設入所支援の措置を行う等必要な配慮されたい。
- ※2 入所施設に入所している18歳以上の者について、契約又は措置かどうかで平成24年4月の対応が異なるので、留意が必要である。
- ※3 障害福祉サービスを利用する場合、原則、契約となるが、現在、措置入所している場合は、成年後見制度の活用等を図った上で、適宜、契約に移行するなど慎重に取り扱うことが望ましい。

### Ⅲ その他

都道府県においては、重心通園事業実施施設及び 18 歳以上の入所者がいる障害児入所施設については、児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく事業者の指定が必要である。児童福祉法の指定基準等の省令については、平成 24 年 2 月上旬目途で公布できるよう作業を進めているところである。それに先立ち、別途、省令の内容や事業者の指定に係る留意事項等について、お示しする予定である。

なお、平成 24 年 4 月に障害児入所施設が施設入所支援等の指定を受ける際には、施行時に障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合が想定されるため、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を設ける予定であるので、都道府県においては、事業者の指定事務についても、遺漏なきようお願いしたい。



(別添 2) 事務の実施主体の移行に伴うチェックリスト

都道府県

- 実施主体となる市町村の特定
- 事務の引き継ぎ
- 利用者への申請勧奨
- 施設給付決定の有効期間が平成 24 年 3 月 31 日までの者に係る市町村との調整
- 市町村における支給決定業務の支援
- 審査請求に係る体制整備
- 事業者の指定

市町村

- 担当部署の決定
- 支給決定業務の体制整備
- 通園施設の利用者への対応
- 重心通園事業の利用者への対応
- 入所施設を利用している 18 歳以上の者への対応
- 平成 24 年 4 月以降に新規に利用を希望する者への対応 (随時)

(参考3)

事務連絡  
平成24年 2月 8日

都道府県  
各 指定都市 障害児支援主管課室 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

### 障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項等について

障害児支援の充実につきましては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

今般の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）の施行に伴う障害児支援に係る指定基準に関する省令については、平成24年2月3日に公布したところですが、障害児支援に係る指定事務について、現時点における留意事項等を別添のとおりまとめましたので、送付いたします。

また、指定申請書の様式例について、併せて添付しますので、各都道府県においては、円滑な施行を図るため、必要な作業を進めていただきますよう、お願いします。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室障害児支援係  
佐藤、神田、今野

TEL：03-5253-1111（内3037）

(別添)

## 事業者の指定に伴う留意事項等について

### I 指定障害児通所支援事業について

#### 1 指定障害児通所支援の事業の基準

指定障害児通所支援事業者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所ごとに、当該通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

また、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

なお、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」、「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」は以下のとおりである。

##### ア 従うべき基準

##### ① 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条、第6条、第7条、第30条第4項、第56条、第66条、第73条、第80条、附則第2条（置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。）及び附則第3条の規定による基準

※ 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援において準用する場合を含む。

##### ② 指定通所支援の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するもの

指導訓練室及び遊戯室に係る部分（指定通所基準第10条第1項、同条第2項第1号口及び第2号）、病室に係る部分（第58条第1項第1号）

##### ③ 指定通所支援の事業の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の適切な処遇、安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するもの

内容及び手続の説明及び同意（指定通所基準第12条）、提供拒否の禁止（第14条）、身体拘束等の禁止（第44条）、虐待等の禁止（第45条）、懲戒に係る権限の濫用禁止（第46条）、秘密保持等（第47条）、事故発生時の対応（第52条）

※ 医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援において準用する場合も含む。

##### イ 標準とすべき基準

指定通所支援の事業に係る利用定員

（指定通所基準第11条、第59条、第69条、第82条）

##### ウ 参酌すべき基準

従うべき基準及び標準とすべき基準としているもの以外のもの

※ 児童発達支援センター（医療型児童発達支援センター含む。）については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）も適用されるので、留意すること。

## 2 人員に関する基準

人員基準については、障害児通所支援の種類ごとに定めており、①児童発達支援については、提供する場所（児童発達支援センターか児童発達支援センター以外か）や主として通わせる障害児の障害の種別、②放課後等デイサービスについては、障害の種別に応じて基準を設けている。

指定に当たっては、その基準を満たすことが必要であるが、特に留意すべき点は以下のとおりである。

### (1) 児童発達支援管理責任者について

児童発達支援管理責任者は、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に配置されているサービス管理責任者に相当する者として、障害児に対する効果的かつ適切な指定通所支援を行う観点から新設したものである。

児童発達支援管理責任者は、適切な方法により、通所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、通所支援計画の作成及び提供した指定通所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定障害児通所支援事業所ごとに置くこととしている。

#### ア 要件

児童発達支援管理責任者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者とし、具体的には、障害保健福祉関係主管課長会議（平成23年10月31日）でお示ししているとおり、障害福祉サービスに必置とされているサービス管理責任者の要件と同等とし、同等の実務経験者及び研修修了者とする予定である。

なお、実務経験の範囲についても、児童分野に限定せず、サービス管理責任者における実務経験の範囲と同様とするとともに、施行日から平成27年3月31日までの間は、実務経験があれば、研修を受講していなくても研修修了の要件を満たしているものとみなす予定である。

#### イ 兼務について

児童発達支援管理責任者については、指定基準上必要とする児童指導員等の員数に算定することはできない。

ただし、指定障害児通所支援事業所の管理上支障がない場合は、管理者との兼務をすることができる。

### (2) 機能訓練担当職員について

日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を置かなければならないとしており、具体的な職種については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員とする。

なお、配置した場合には、指定基準上必要とする児童指導員等の数に算定することができる。

また、主として重症心身障害児を通わせる指定障害児通所支援事業所にあつては、機能訓練担当職員を必置とする。

### (3) 児童発達支援センター以外で行う児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る従業者の職種について

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）（平成24年1月19日）において、児童

発達支援センター以外の児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る従業者の職種について、「指導員」を「児童指導員」に変更する旨お示ししたところであるが、児童デイサービスからの円滑な移行や身近な地域で支援が受けられるよう、基盤整備の拡大を図る観点から、変更は行わず「指導員」としているため、特に留意されたい。

なお、指導員とは、従来の児童デイサービスの指導員と同様、障害児に対し適切な指導を行う能力を有する者とする。

#### (4) 人員に関する基準の経過措置について

##### ア 経過的児童デイサービス事業所

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所（いわゆる「経過的児童デイサービス事業所」という。）については、平成27年3月31日までの間は、児童発達支援管理責任者の配置の規定は適用しないとともに、指導員又は保育士の合計数10:2については、引き続き15:2とする。

##### イ 知的障害児通園施設

整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）に置くべき児童指導員及び保育士の総数4:1については、当分の間、乳幼児の数を4で除して得た数及び少年7.5で除した得た数の合計数以上とする。

なお、整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所であって、指定基準の経過措置により基準を満たしている事業所に少年が利用した場合、報酬については、減算することとしている。

##### ウ 難聴幼児通園施設

主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）については、言語聴覚士を4人以上置かなければならないが、整備法附則第22条の規定により指定を受けたものとみなされる指定児童発達支援事業所については、当分の間、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員をそれぞれ2人以上とする。

### 3 事業者の指定等について

#### (1) 基本的な取扱いについて

事業者の指定に当たっては、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所ごとに行う。

都道府県の条例で定める基準を満たしていない等、改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の15第2項に該当するときは、指定をしない。

また、申請者は法人であることとする。ただし、医療型児童発達支援においては、法人格を問わない。

#### (2) 従たる事業所の取扱いについて

児童発達支援（児童発達支援センターであるものを除く。）及び放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

なお、従たる事業所の通所支援の種類については、主たる事業所の種類と同一のものとなる。

また、児童指導員等の総数や報酬単価の定員規模については、主たる事業所と合わせた利用定員数によって算定する。

① 人員及び設備に関する要件

ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用定員の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。

イ 「従たる事業所」の利用定員が5人以上であること。

ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(3) 多機能型事業所について

① 多機能型事業所の取扱い

多機能型事業所とは、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う事業所のことをいう。

※ 児童発達支援においては、児童発達支援センターで行う場合と児童発達支援センター以外で行う場合で、指定基準を設けているが、指定通所支援の種類としては指定児童発達支援となるため、センターとセンター以外の多機能型事業所という概念はないので留意すること。

※ 障害福祉サービスの指定基準の改正の際、障害児通所支援事業と障害福祉サービスとの多機能型の規定を設ける予定である。（24年3月公布予定）

② 多機能型事業所の指定

多機能型事業所に係る指定に当たっては、当該多機能型事業所として行う指定通所支援の種類ごとに行うものとする。

③ 多機能型事業所の特例

多機能型事業所に関する特例については、以下のとおりである。

ア 従業員の員数に関する特例

従業者については、管理者を除いて専ら当該職務に従事する必要があるが、多機能型事業所の場合は、当該多機能型事業所の職務に専従することとし、それぞれ事業の専従要件までは課さないものとする。

その上で、多機能型事業所として行う指定通所支援に必要な従業者の員数が確保される必要がある。

例：児童発達支援センター（主が難聴、重症心身障害以外の障害）において、指定児童発達支援（利用定員20人）と指定放課後等デイサービス（利用定員10人）を行う場合に必要とする従業者の員数は次のとおり。

**【指定児童発達支援】**

- ・ 嘱託医 1人以上
- ・ 児童指導員及び保育士 5人★  
そのうち児童指導員及び保育士ともに1人以上は必要。
- ・ 栄養士 1人以上  
※ 定員が40人以下の場合は置かないことができる。
- ・ 調理士 1人以上  
※ 調理業務を委託する場合は置かないことができる。

**【放課後等デイサービス】**

- ・ 指導員又は保育士 2人★

**【多機能型事業所】**

- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上  
※ 児童指導員等の置くべき員数を満たした上で、児童発達支援管理責任者として配置すること。
- ・ 管理者  
※ 他の職務に兼務することができる。

**★児童指導員等の兼務について**

児童指導員や保育士については、放課後等デイサービスの指導員又は保育士との兼務は可能とするが、児童発達支援と放課後等デイサービスを同一時間帯に行う場合には、障害児の合計の人数で必要とする数を確保すること。

例の場合で、例えば、

- ① 8:00～14:00 児童発達支援 14:30～18:30 放課後等デイサービス
- ② 8:00～17:00 児童発達支援 14:30～18:30 放課後等デイサービス

については、①の場合は、児童指導員及び保育士を5名配置する必要があり、②の場合は、14:30～17:00の間は児童指導員及び保育士を5名、指導員又は保育士を2名、合わせて7名配置する必要がある。

**イ 設備に関する特例**

設備については、当該通所支援ごとに必要な設備を兼用することができる。しかしながら、明らかに利便性を損なう場合など、サービスの提供に支障があると認められる場合については、この限りでない。

**ウ 利用定員に関する特例**

当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の場合は5人以上。）とすることができる。

※ 保育所等訪問支援については、利用定員の定めがないため除かれる。

#### ④ 報酬について

報酬の算定に当たって、定員規模については、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員の合計数を利用定員として算定する。

#### (4) 同一法人による複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合の取扱いについて

##### ① 基本的な取扱い

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定通所支援を実施する場合は、原則、一の指定障害児通所支援事業所又は多機能型事業所として取り扱うこと。

ただし、平成24年3月31日において指定を受けている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの事業所ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれ独立した事業所として取り扱うことができる。

なお、独立した事業所としての判断基準は以下のとおりである。

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 事業所ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)

ただし、同一法人による複数の事業所が複数の指定通所支援を異なる場所で実施する場合は、次の①及び②の要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取り扱うことができる。

##### ① 人員及び設備に関する要件

ア それぞれ利用定員が5人以上であること。

イ 異なる場所で行う事業所間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと

##### ② 運営に関する要件

ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、異なる場所で行う事業所間で相互支援が行える体制(例えば、従業員が急病の場合等に、もう一方の事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。

ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること。

##### ② 具体的なケースについて

###### ア 総合通園センター(注)の場合

注 昭和54年7月11日児発514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センター設置について」に基づき肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設のうち2種類以上を設置しているセンターをいう。



例1：肢体不自由児通園施設がない場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) A部門（難聴幼児通園施設）が主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所として、B部門（知的障害児通園施設）は主として知的障害児を通わせる指定児童発達支援事業所として、それぞれ独立した事業所に移行。
- (ii) A部門とB部門を統合し、一の指定児童発達支援事業所に移行。

例2：肢体不自由児通園施設がある場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) A部門（難聴幼児通園施設）は主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所へ移行し、B部門（肢体不自由児通園施設）は指定医療型児童発達支援事業所へ移行。
- (ii) 指定児童発達支援と指定医療型児童発達支援を行う多機能型事業所へ移行。

イ 障害児通園施設と児童デイサービス事業所が併設する場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) 障害児通園施設は児童発達支援センターで行う指定児童発達事業所として、児童デイサービス事業所は児童発達支援センター以外で行う指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所として、それぞれ独立した事業所に移行。
- (ii) 障害児通園施設と児童デイサービス事業所を統合して、指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所へ移行。
- (iii) 障害児通園施設は児童発達支援センターで行う指定児童発達支援事業所として、児童デイサービス事業所は指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所として、それぞれ独立した事業所として移行。  
※ 例えば、児童デイサービスの定員の一部（未就学児）を障害児通園施設から移行する児童発達支援の定員に振り替える（組み入れる）場合は、当該事業所の運営は一体的なもののみなし、多機能型事業所として扱うこと。

ウ 児童デイサービス事業所の場合

指定障害児通所支援事業所への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。

- (i) 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に移行。
- (ii) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスを行う多機能型事業所へ移行。  
※ 指導員又は保育士の合計数については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの合計の利用定員に応じて必要な員数を確保する必要がある。

(5)重症心身障害児（者）通園事業から移行する場合の取扱いについて（施行日以降に、新規に主として重症心身障害児を通わせる事業所を開設する場合を含む。）

① 基本的な考え方

重症心身障害児（者）通園事業からの移行に当たっては、現行、重症心身障害児者を対象とした事業であることを踏まえ、重症心身障害児者に対する通所支援を提供する事業所として、指定児童発達支援（又は医療型児童発達支援）、指定放課後等デイサービス及び指定生活介護を行う多機能型事業所に移行することが想定される。

② 本体事業所が指定生活介護事業所である場合

指定生活介護事業所において実施している場合は、本体事業所とは別に、重症心身障害児者に対して一体的な支援を行う独立した多機能型事業所として取り扱うことができるものとする。独立した多機能型事業所とする場合、人員については、本体事業所と多機能型事業所ごとに必要な従業員を確保する必要がある。

4 みなし指定の取扱いについて

(1) 児童デイサービス事業所について

整備法附則第22条の規定により、改正前の障害者自立支援法（以下「旧自立支援法」という。）に基づく児童デイサービスに係る指定を受けている者は、新児童福祉法の児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。この場合、児童発達支援においては、児童発達支援センター以外であって、主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる事業所として取り扱う。

※ 児童発達支援又は放課後等デイサービスのどちらか一方しか行わない場合は、新児童福祉法第21条の5の19第2項に規定する事業の廃止又は休止の届出を行うこと。

(2) 知的障害児通園施設及び難聴幼児通園施設について

整備法附則第22条の規定により、改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）に規定する知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、新児童福祉法の児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。この場合、知的障害児通園施設においては、児童発達支援センターであって、主として知的障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、難聴幼児通園施設においては、児童発達支援センターであって、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所として取り扱う。

(3) 肢体不自由児通園施設について

整備法附則第22条の規定により、旧児童福祉法に規定する肢体不自由児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、新児童福祉法の医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。

なお、この取扱いには、肢体不自由児施設の通所部も含めるものとする。

(4) みなし指定の有効期間について

現行の指定の有効期間の残存期間にかかわらず、有効期間は1年とする予定である。

※ 今後、児童福祉法施行規則に明示する予定（24年3月公布予定）。

(5) みなし指定に係る手続き等について

整備法附則に該当する場合は、指定を受けたものとみなされるため、事業者からの指定の申請は不要である。

なお、指定を受けたものとみなされない種類の通所支援を行う場合には、指定の申請が必要である。

(指定の申請が必要となるもの)

- ・知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設が指定児童発達と指定放課後等デイサービスを併せて行う場合  
→この場合は、多機能型事業所として取り扱うので、指定が必要。
- ・肢体不自由児通園施設が指定医療型児童発達支援と指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスを行う場合  
→この場合は、多機能型事業所として取り扱うので、指定が必要。
- ・新規に指定保育所等訪問支援を行う場合
- ・重症心身障害児（者）通園事業から移行する場合

(児童福祉施設設置の届出)

知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設を設置している者は、新児童福祉法第35条の届出を行い、又は認可を得て、児童発達支援センターを設置しているものとみなすことになるので、現在の内容から変更がない場合には、特段の手続きは要しないこととする。

## 5 公示について

新児童福祉法第21条の5の24の規定に基づき、次に掲げる場合には公示しなければならない。

ア 指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき

イ 事業の廃止の届出があったとき

ウ 指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したとき

※ 整備法附則により指定される場合であっても、事業者の指定であり、また、利用者等がどの事業所が指定されているのか確認ができるよう、都道府県においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

## 6 基準該当事業所の取扱いについて

通所給付決定保護者が、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業所（以下「基準該当事業所」という。）により行われる指定通所支援以外の障害児通所支援（以下「基準該当通所支援」という。）を受けたときは、特例障害児通所給付費を支給することができることになっている。

基準該当事業所に関する基準については、都道府県の条例で定めることとなっているが、基準該当通所支援であっても、通所支援の質を確保する必要があることから、厚生労働大臣が別に定める施設基準を満たしている基準該当事業所において基準該当通所支援を受けた場合に、報酬が支給できることにする予定である。

なお、別に定める施設基準としては、現行の児童デイサービスの基準該当の基準と同様とする予定である。

## II 指定障害児入所施設について

## 1 指定入所支援の事業の基準について

指定障害児入所施設の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該入所支援に従事する従業者を有しなければならない。

また、都道府県の条例で定める指定入所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定入所支援を提供しなければならない。

なお、都道府県が条例を定めるに当たって「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」は以下のとおりである。

### ア 従うべき基準

#### ① 指定入所支援に従事する従業者及びその員数

「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第4条、第25条第4項、第33条第1項及び第52条の規定による基準

※ 医療型障害児入所施設において準用する場合を含む。

#### ② 指定障害児入所施設等の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するもの

居室（面積に係る部分を含む。）に係る部分（指定入所基準第5条第1項、同条第3項第2号及び第3号、附則第2条、附則第3条）、病室に係る部分（第53条第1項第1号）

#### ③ 指定障害児入所施設等の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの

内容及び手続の説明及び同意（指定入所基準第6条）、提供拒否の禁止

（第7条）、指導、訓練等（第25条第5項）、障害児の入院期間中の取扱い（第30条）、身体拘束等の禁止（第41条）、虐待等の禁止（第42条）、懲戒に係る権限の濫用禁止（第43条）、秘密保持等（第44条）、事故発生時の対応（第49条）

※ 医療型障害児入所施設において準用する場合を含む。

### イ 参酌すべき基準

従うべき基準としているもの以外のもの

※ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」も適用されるので、留意すること。

## 2 人員に関する基準

### (1) 児童発達支援管理責任者について

通所支援と同様、児童発達支援管理責任者は、障害児に対する効果的かつ適切な指定入所支援を行う観点から、適切な方法により、入所給付決定保護者及び障害児の解決すべき課題を把握した上で、入所支援計画の作成及び提供した指定入所支援の客観的な評価等を行う者であり、指定障害児入所施設ごとに置くこととしたものである。要件等については、Iの2の(1)参照。

### (2) 主たる対象とする障害以外の障害を受け入れる場合について

主たる対象とする障害以外の障害児を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう、障害種別に応じて必要とする児童指導員等の数や看護師等を確保すること。（障害保健福祉主管課長会議（平成23年10月31日）資料162頁参照）

### 3 指定について

#### (1) 基本的な取扱いについて

指定に当たっては、障害児入所施設の設置者の申請があったものについて行う。

通所支援と同様、都道府県の条例で定める基準を満たしていない等、欠格要件に該当するときは、指定をしない。

また、申請者は法人であることとする。

#### (2) 同一敷地内に複数の施設がある場合について

同一敷地内において複数の施設がある場合は、原則、一の障害児入所施設として取り扱う。

ただし、平成24年3月31日において指定を受けている施設が障害児入所施設へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれの施設ごとに運営が完全に独立しているときは、それぞれ独立した施設として取り扱うことができる。

なお、独立した事業所としての判断基準は以下のとおりである。

ア サービスの提供が一体的に行われていない。

イ 施設ごとに必要とされる従業員が確保されている。

ウ 施設ごとに必要な設備が備えられている。(ただし、レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。)

### 4 みなし指定の取扱いについて

#### (1) 主たる対象とする障害について

整備法附則第27条の規定により旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。))又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている施設は、新児童福祉法の障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。この場合において、主たる対象とする障害については、以下のとおりとする。

ア. 知的障害児施設

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

イ. 第2種自閉症児施設

主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

ウ. 盲児施設

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

エ. ろうあ児施設

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

オ. 肢体不自由児療護施設

主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

カ. 第1種自閉症児施設

主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設

キ. 肢体不自由児施設

主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設

ク. 重症心身障害児施設

主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設

(2) みなし指定の有効期間について

整備法附則第27条に基づき、施行の際現にその施設が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

(3) みなし指定に係る手続き等について

整備法附則に該当する場合は、指定を受けたものとみなされるため、施設の設置者からの指定の申請は不要である。

(児童福祉施設設置の届出)

新児童福祉法第35条の届出を行い、又は認可を得て、障害児入所施設を設置しているものとみなすことになるので、現在の内容から変更がない場合には、特段の手続きは要しないこととする

5 公示について

新児童福祉法第24条の18の規定に基づき、次に掲げる場合には公示しなければならない。

ア 指定障害児入所施設の指定をしたとき

イ 指定の辞退があったとき

ウ 指定障害児入所施設の指定を取り消したとき

※ 整備法附則により指定される場合であっても、事業者の指定であり、また、利用者等がどの事業所が指定されているのか確認ができるよう、都道府県においては、必要な手続きが整い次第、速やかに公示すること。

6 18歳以上の者が入所している場合の取扱いについて

昨年の障害保健福祉主管課長会議においてお示ししたとおり、18歳以上の者（児童福祉法に基づき在園期間の延長を受けている者を除く。）が入所している障害児入所施設については、都道府県等と連携し、十分に協議を重ね目標とする施設の在り方（①障害児施設として維持、②障害者支援施設に転換、③障害児施設と障害者支援施設の併設）を選択することとしている。この場合の指定に当たっては、以下の点について、特に留意すること。

※ 障害福祉サービスの指定に当たっては、最長6年間、障害児入所施設の基準を満たしていれば、自立支援法の指定基準を満たすこととする規定を設ける予定である。この場合の定員の設定は、障害児と障害者の区分はせず合計数とする。

※ 指定の更新の際には、障害者支援施設等の指定基準を満たす必要がある。

(1) 障害児施設として維持する場合

ア 福祉型障害児入所施設の場合

18歳以上の入所者が、地域生活へ移行等するまでの間、引き続き支援が受けられるよう、施設は自立支援法に基づく生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

都道府県においては、昨年の障害保健福祉主管課長会議においてお示ししたとおり、障害者支援施設の入所定員総数が計画上の入所定員総数を上回る場合であっても、指定をすること。（（2）及び（3）においても同じ。）

イ 医療型障害児入所施設の場合

自立支援法に基づく療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

(2) 障害者支援施設等に転換する場合

ア 福祉型障害児入所施設から転換する場合

18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、施設は生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

イ 医療型障害児入所施設から転換する場合

療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。

※ 18歳未満の障害児については、適切な生活の場等が確保されるまでの間、引き続き入所できるよう、施設は児童福祉法の指定を継続して受けておく必要がある。なお、障害児が在所しなくなった段階で、指定障害児入所施設の指定を辞退することになる。

(3) 障害児施設と障害者支援施設を併設する場合

① 基本的な取扱い

ア 福祉型障害児入所施設の場合

18歳以上の入所者へのサービスを提供するため、施設は生活介護及び施設入所支援の指定の申請を行い、指定を受けること。

イ 医療型障害児入所施設の場合

療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。（詳細については、次の7を参照。）

② 本体施設と併設施設の位置付け

障害児入所給付費の算定に当たっては、本体施設か併設施設かによって報酬が異なることから、本体施設と併設施設を区分する必要がある。

本体施設又は併設施設か判断は、各々施設の定員を比較して、定員の多い施設を本体施設として、他方を併設施設として位置付けること。

なお、定員が同数又は定員を直ちに設定することが困難な場合であっても、どちらかの施設を本体施設として位置付けること。

③ 入所定員

入所定員の設定に当たっては、実際の利用人員（措置を含む。）に見合う定員にすること。

なお、平成24年4月において、施設ごとに定員を設定することが困難な場合には、最長6年間は、全体で（障害児と障害者を合わせて）設定することを可能とするが、自立支援法の指定の有効期間が終了し、指定の更新の際には定員を設定する必要がある。

※ 定員を全体で設定した場合は、報酬の定員規模の算定に当たっては、全体の定員規模で算定すること。

④ 人員、設備に関する基準

児童福祉法に基づく指定基準、自立支援法に基づく指定基準をそれぞれ満たす必要がある。

なお、設備については、入所者の支援及び施設の運営に支障がない場合は、設備の

一部を共有して差し支えないこと。

- ⑤ 既に障害児施設と障害者支援施設を併設している場合  
指定障害者支援施設への移行に当たっては、次のいずれの形態も可能である。
- ア 障害者支援施設の定員増
  - イ 独立した施設として移行

## 7 医療型障害児入所施設が療養介護に移行する場合について

### (1) 重症心身障害児施設が移行する場合

#### ① 定員

次のいずれの形態も可能とする。

ア 障害児と障害者の合計数で設定

イ 医療型障害児入所施設、療養介護ごとにそれぞれ設定

※ 療養介護の報酬はその定員規模に応じて算定することができる。

#### ② 児童指導員等と生活支援員との兼務について

従業者については、通常、各事業ごとに専ら当該職務に従事する必要があるが、定員や職員を分けずに医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に行う（上記（1）の

①のア）場合には、当該施設の職務に専従すればよいこととし、医療型障害児入所施設と療養介護それぞれについて、専従要件までは課さないものとする。

#### ③ 既に療養介護の指定を受けている場合

Ⅱの3の（2）に従い、一の事業所として定員の増又は独立した事業所、いずれかの形態とすること。

### (2) 第1種自閉症児施設及び肢体不自由児施設の場合について

福祉と医療を提供する障害福祉サービスは療養介護になるため、18歳以上の者が入所している第1種自閉症児施設及び肢体不自由児施設については、療養介護の指定の申請を行い、指定を受けること。



取扱注意（現時点の考え方をまとめたもの。今後、変更あり得る。）

## 障害児支援に係る報酬（Q & A）について

### 1. 障害児通所支援

#### （1）基本報酬の適用について

（問）主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合には、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別に応じた基本報酬を算定することが可能。
- ただし、難聴児又は重症心身障害児の基本報酬を算定するためには、児童発達支援センターの施設基準に加え、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員20名の児童発達支援センター（難聴児及び重心児以外の場合）において、主として難聴を  
通わせる施設の基準を満たし、難聴児5名に支援する場合

知的障害児 15名 → 難聴児及び重心児以外の場合の基本報酬（利用定員30人以下）

難聴児 5名 → 難聴児の場合の基本報酬（利用定員20人以下）

- 難聴児及び重心児の基本報酬を算定しない場合であって、例えば難聴児に対して言語聴覚士を配置して支援を行う場合は、特別支援加算を算定することが可能。（特別支援加算の項を参照。）

（問）児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業や放課後等デイサービスは、従来より、基本報酬が低いのではないか。

- 障害児支援に新設される児童発達支援管理責任者の配置に係る報酬については、加算により評価。
- 従来の児童デイサービスの基本報酬に算定されているサービス管理責任者についても同様に、児童発達支援管理責任者として加算により評価。
- 各々の基本報酬と各々の児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）を合計すると、従来の児童デイサービスの報酬単位と同等相当（ただし、物価の下落等は反映）。

\* 従来の児童デイサービスはサービス管理責任者が指定基準上、義務付けられているので、義務付けられたサービス管理責任者に着目して、児童発達支援管理責任者専任加算を算定することが可能。

(問) 土曜日も、放課後等デイサービスの基本報酬における休業日として扱われるのか。

- 放課後等デイサービスの基本報酬のうち、「休業日」は、土、日、祝日、夏休み等の長期休暇等を想定。
- 学校の授業日ではあるが、本人の都合等により休んだ場合に放課後等デイサービスを利用したときは、休業日に含めない。

(問) 児童デイサービスと知的障害児通園施設など、同一敷地内に複数の事業所等が所在する場合に、これから基本報酬はどのように適用されるのか。

- 同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の通所支援を実施する場合については、一の事業所又は多機能型事業所として取り扱う。
- 多機能型事業所の場合の基本報酬については、多機能型として実施する事業の区分及び複数の事業の利用定員の合計数の規模に応じて算定。
- ただし、平成24年3月31日において指定されている事業所が障害児通所支援事業所へ移行する場合であって、移行後においても、それぞれ人員基準、設備基準を満たしている場合は、独立した事業所として取り扱うことが可能。なお、管理者については、兼務して差し支えない。また、レクリエーションなどを行う遊戯室などサービスの提供に直接的な関わりのない設備については、共用して差し支えない。
- 独立した事業所の場合の基本報酬については、該当する事業及び利用定員の規模に応じて算定。

(問) 保育所等訪問支援の基本報酬はどのように算定されるのか。

- 保育所等訪問支援は、訪問支援の方法や、集団適応の状況等に応じ所要時間が特定できないこと等の特徴があることから、時間ではなく1回当たりの支援に係る費用を報酬上評価するもの。保育所等の職員に代わって支援を行うことは想定していない。
- 1日のうち複数の児童に対して算定が可能。しかし、その場合は、一定率を減算した報酬単位(842単位)を適用。

- 児童発達支援センター等と保育所等訪問支援のそれぞれの支援に支障が無ければ兼務可とするなど施設の実態に応じて実施が可能。

## (2) 加算の適用について

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)、延長支援加算(仮称)及び開所時間減算(仮称)、並びに送迎加算の適用はどうか。

- 加算の対象となるサービス分類については、別紙のとおり。

### ① 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)

(問) 児童発達支援管理責任者専任加算(仮称)の算定要件如何。

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。
- また、基準上、管理者との兼務を可能としているため、管理者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。  
ただし、児童発達支援センターや医療型児童発達支援センターについては、基本報酬の中で管理者を評価していることから、管理者との兼務ではなく、児童発達支援管理責任者を配置した場合に加算を算定できる。
- 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、管理者との兼務のほか、児童発達支援管理責任者同士や児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務を可能としており、この場合の具体的な加算の取扱いについては、以下のとおり。

#### 例

- ① 児童発達支援センターと放課後等デイサービスの多機能型  
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。  
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
- ② 児童発達支援センターと生活介護の多機能型  
児童発達支援センター → 管理者との兼務で無い場合は加算の対象。  
生活介護 → 基本報酬で評価。
- ③ 児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの多機能型  
児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所  
→ 管理者との兼務に関わらず加算の対象。  
放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。
- ④ 放課後等デイサービスと生活介護の多機能型

放課後等デイサービス → 管理者との兼務に関わらず加算の対象。

生活介護 → 基本報酬で評価。

\* 多機能型事業所の場合の定員規模の算定に当たっては、合計の利用定員に応じて算定。

- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。
- また、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにおいては、主たる事業所と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置することが可能であり、その場合は、一の事業所として扱うため、一人の児童発達支援管理責任者の配置で、主たる事業所と従たる事業所それぞれ加算を算定できる。

## ②延長支援加算（仮称）

（問）延長支援加算（仮称）の算定要件如何。

- 運営基準上の営業時間が8時間であり、それを超えて支援を行った場合に、加算を算定可能。
- 営業時間が8時間を超える事業所が対象となり、児童の利用時間が8時間未満であっても、例えば、営業時間が9時から17時の事業所において、9時以前の早朝か、17時以降に延長して支援した場合は加算の対象。

## ③特別支援加算（仮称）

（問）特別支援加算（仮称）の算定要件如何。

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合に加算を算定。  
ただし、次のア及びイの場合には算定できない。
  - ア 児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び難聴児に言語聴覚士を配置して機能訓練等を行った場合については、基本報酬において評価されていることから算定できない。
  - イ 医療型児童発達支援給付費において、重症心身障害児の場合及び肢体不自由児に理学療法士又は作業療法士を配置して機能訓練等を行った場合については、診療報酬において評価されていることから加算を算定できない。

#### ④開所時間減算（仮称）

（問）開所時間減算（仮称）の対象となる「4時間」はどのように判断するのか。

- 運営規程上に定める営業時間が4時間未満の場合について減算。
- 運営規程が4時間以上であれば、児童の利用時間が4時間未満であっても減算の対象としない。

（問）放課後等デイサービスは開所時間減算（仮称）の対象となるのか。

- 放課後等デイサービスのうち、「授業終了後」に行う場合には、開所時間減算（仮称）の対象としない。

#### ⑤送迎加算

（問）児童発達支援センターは、送迎加算の算定対象となるのか。

- 従来の児童デイサービスからの移行が想定される児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについて、従来と同様に算定の対象。
- 従来の障害児通園施設からの移行が想定される児童発達支援センターにおける送迎については、基本報酬の中で評価しているため、送迎加算を算定することはできない。
- 重症心身障害児（者）通園事業からの移行が想定される主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業又は放課後等デイサービスについては、従来の補助単価を踏まえて基本報酬を設定しており、送迎に係る経費については基本報酬で評価しているため、送迎加算は算定できない。

（問）放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する「一定の条件」とは何か。

- 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、一定の条件の下、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定。
- 一定の条件については、関係省庁等とも調整の上、別途お示しする。

(問) 重症心身障害児(者)通園事業から生活介護に移行する場合、送迎はどうなるのか。

- 障害福祉サービスの報酬の中で、新たに送迎加算(仮称)を創設することとしており、算定要件を満たせば、加算の対象となる。
- 加算の算定要件は、1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合。

あわせて、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定可能とする予定。

- また、障害程度区分5、6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が60/100以上いる場合には、さらに加算される。

\* 障害程度区分の認定を受けていないものであって、障害程度区分5に相当する報酬を算定する者を含む

## ⑥従来の加算

(問) 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

- 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

### 1 児童発達支援給付費

- ・ 人工内耳装用児支援加算(児童発達支援センターで難聴児を受け入れる場合に限る)
- ・ 指導員加配加算(児童発達支援センター以外の場合(重心を除く))
- ・ 家庭連携加算
- ・ 訪問支援特別加算
- ・ 食事提供加算
- ・ 利用者負担上限額管理加算
- ・ 福祉専門職員配置等加算
- ・ 栄養士配置加算(児童発達支援センターに限る)
- ・ 欠席時対応加算
- ・ 医療連携体制加算(重心を除く)

※ 児童指導員及び保育士の配置については、現行の乳幼児4:1以上を踏まえ、指定基準上障害児4:1以上とするため、従来の幼児加算については、基本報酬の中で評価。

また、現行少年7.5:1以上の配置は経過措置とし、この場合には基本報酬を減算。

### 2 医療型児童発達支援給付費

- ・ 家庭連携加算
- ・ 訪問支援特別加算
- ・ 食事提供加算

- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算

### 3 放課後等デイサービス費

- ・指導員加配加算（重心を除く）
- ・家庭連携加算
- ・訪問支援特別加算
- ・利用者負担上限額管理加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・欠席時対応加算
- ・医療連携体制加算（重心を除く）

### 4 保育所等訪問支援給付費

- ・利用者負担上限額管理加算

（注）移行が想定される改正前のサービスはないが、他の通所支援の同様に設定。

(別紙) 加算適用表

	児童発達支援給付費					放課後等デイサービス費			
	センター			センター以外		授業終了後		休業日	
障害の種類	難聴及び 重心以外	難聴 児	重心 児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児	重心児 以外	重心児
送迎	基本報酬で評価			加算の 対象	基本報 酬で評価	加算の 対象	基本報酬 で評価	加算の 対象	基本報酬で 評価
児童発達支援管理 責任者専任加算	加算の対象					加算の対象			
開所時間減算	減算の対象					減算の対象外		減算の対象	
延長支援加算	加算の対象					加算の対象			